

日本釣連盟連絡協議会規約

本会は、日本釣連盟連絡協議会（略称を日釣連という）と称し、2クラブ以上で結成された釣り団体をもって組織構成メンバーとする。

本会の目的は、各組織構成団体相互の連絡を旨とし、釣り人の権利と主張を推進し、釣りマナーの向上等について各組織構成団体の話し合いの場とするもので上部団体ではない。

本会に加盟している各組織構成団体が環状に並列され、新旧の加盟団体において優劣はない。

本会の目的を遂行するために理事会を設置する。

理事会は、各組織構成団体が選出した理事により構成する。

会議は円卓会議を基本として全員平等な立場で発言し、各種事案について協議する。

理事は、決定事項の執行についてその任にあたる。

本会の本部は、課長在籍の府県に置く。

日釣連設置要項

ア. 理事会に次の役員を置く。

名誉会長 1名

会長 1名

副会長 若干名

事務局長 1名

会計 1名

会計監査 2名

会計顧問 1名

イ. 役員は理事会において選出し、その任期は1年間とする。但し、再任することができる。

ウ. 会長は日釣連を代表し、理事会を運営する。副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその職を代行する。

エ. 理事会は2ヶ月に1度、第1水曜日に開催する。但し、緊急事態が発生したときは、臨時に理事会を開催することができる。その開催は大阪とするが、地方開催することができる。

オ. 理事会の議長は各組織構成団体が順次担当とし、その任期は1年間（4月1日～3月31日）とする。議案の決議は、出席者の過半数で決とする。

本会の会計年度は、毎年4月1日～3月31日までとする。会費は年会費とし、納期は年初の理事会とする。途中加盟があるときは月割とする。

本会への加盟・退会は、理事会の承認を要する。退会の場合、既納の会費は一切返却しない。未払金のある場合は、その精算を求める。

この規約の定めなきこと、または改正の必要が生じたときは、理事会で競技決定する。

付則

本会の会費は、年 3 万円とする。

月割額は、金 2,500 円とする。

制定：昭和 61 年 4 月 19 日（昭和 59 年 11 月立案）

改訂：平成 2 年 8 月 26 日（全面改訂）

平成 2 年 8 月 26 日、全面改訂

平成 13 年 12 月 4 日、全面改訂

平成 29 年 4 月 4 日、役員改訂

平成 29 年 6 月 6 日、会費の改訂